

2024年9月10日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第351号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

<先進国米ドル建て債券ファンド2024-10（限定追加型）>の設定

SOMPOアセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小嶋信弘）は、「先進国米ドル建て債券ファンド2024-10（限定追加型）（以下「当ファンド」）」を2024年10月18日に設定いたします。

当ファンドは、日本を含む先進国の企業等が発行する米ドル建て債券に投資を行います。

米ドル建て債券は、米ドル円の為替変動の影響を受ける一方で、足元の利回りが円建て債券よりも相対的に高い水準にある点が魅力となります。

当ファンドでは、米ドル建て債券に投資を行い、原則として満期まで保有することで、安定したインカム収益の確保をめざします。

運用に際しては、グループ全体の運用資産残高1.2兆米ドル（2024年6月末時点）を誇る米国の大手運用会社ヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシーのノウハウを活用します。

本件に関するお問合せ

SOMPOアセットマネジメント株式会社 リテール営業部 電話番号 0120-69-5432

受付時間：平日※の午前9時～午後5時 ※土曜、日曜、祝日、振替休日、国民の休日を除いた日

<商品分類・属性区分>

商品分類			属性区分			
単位型 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算 頻度	投資対象 地域	為替 ヘッジ
追加型	海外	債券	債券(一般)	年1回	グローバル (日本を含む)	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義につきましては、

一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

● ファンドの目的

日本を含む先進国の企業等が発行する米ドル建て債券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

● ファンドの特色

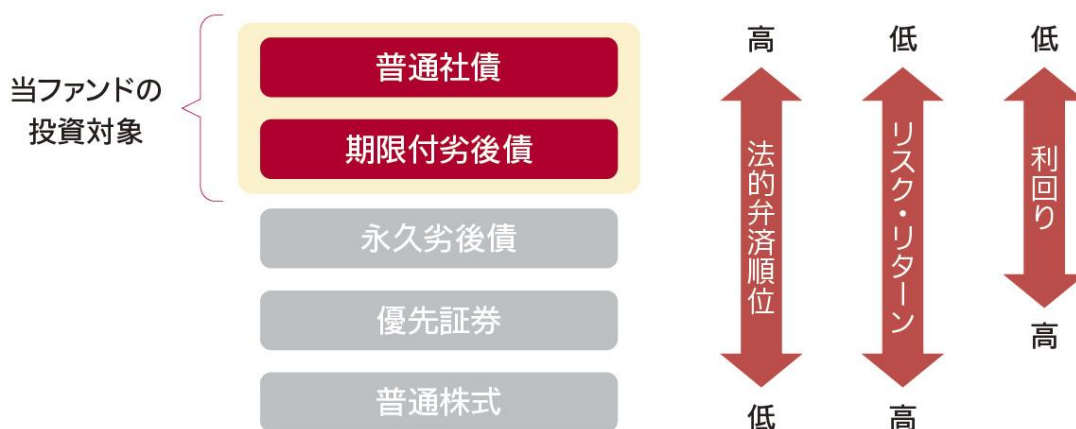
1

主として、日本を含む先進国※¹の企業等が発行する米ドル建て債券※²に投資を行います。

※¹ 先進国の定義は、I M F (国際通貨基金) が定義する先進国・地域、その他、運用委託先であるヌベーン・アセット・マネジメント・エルエルシーがこれに準ずると判断する国・地域とします。

※² 劣後債を含みます。ただし優先証券は含みません。

投資対象のイメージ



- ・ 法的弁済順位とは、発行体が破綻等となった場合において、債権者等に対する残余財産の弁済順位をいい、弁済順位の高いものから弁済されます。
- ・ 一般的に劣後債は法的弁済順位が普通社債に比べ低い（元本と利息の支払いの順位が低い）ため、普通社債に比べ利回りが相対的に高い傾向があります。

※³ 上記は債券等の特性の一部を単純化して示したものであり、すべてのケースに当てはまるとは限りません。

- 原則として、信託期間内に償還を迎える債券に投資し、償還日まで保有することを基本とします。ただし、信用リスク等の観点から、償還日前に保有債券を売却する場合があります。
- 保有債券が信託期間中に償還される場合または償還日前に売却される場合には、信託期間終了前に償還を迎える別の債券に投資する場合があります。

2

債券への投資にあたっては、業種等の分散を図りながら、価格水準、発行体の財務内容等を考慮しつつ、信用リスクと比較して相対的に最低利回り※¹が高いと判断する銘柄を中心に投資します。

- ポートフォリオ構築時において、構成銘柄の信用格付を投資比率に応じて加重平均することにより算出したポートフォリオの平均格付が、投資適格(BBB-格相当以上)※²となるように投資を行います。

※1 最低利回りは、債券の最終利回り、またはそれぞれの期限前償還日において算出された最も低い期限前償還利回りのうちいずれか小さい方を指します。

※2 格付は外部の複数の格付会社が付与する格付のうち、最高格付を採用します。
構成銘柄にはハイ・イールド債券(BB 格以下)を含みます。

- 債券の運用指図に関する権限をヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシーに委託します。

ヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシーについて

投資運用会社であるヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシーは、世界最大級の年金保険組合であるTIAA（米国教職員退職年金／保険組合）の資産運用部門ヌビーン・エルエルシーの登録投資アドバイザーです。ヌビーン・エルエルシーの間接的な完全子会社であると同時に、TIAAの間接的な完全子会社でもあります。米国イリノイ州シカゴに拠点を置き、投資運用業務を行っています。

3

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

当ファンドは限定追加型です。

購入のお申込みは2024年10月31日までの間に限定して受付けます。

<運用プロセス>

- 投資ユニバース全体の中から良好なファンダメンタルズを有する銘柄に絞り込み、「投資の原則」に従ってポートフォリオを構築します。



投資の原則

ファンダメンタルズ

- ファンダメンタルズ（業績や財務内容等の基礎的条件）が良好な銘柄に投資
- 高い利回りが期待される銘柄に投資

長期的視点

- 短期的なパフォーマンスは追求せず、長期的な視点で投資
- 景気サイクル全体を想定した分析により、デフォルト（債務不履行）や大幅な下落を回避

分散

- 投資先のリスクを考慮し、特定の発行体およびセクターに偏らないよう留意
- 発行体およびセクターレベルでの投資上限を設定

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

☒ 価格変動リスク	債券の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、債券の価格は下落します。組入れている債券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 なお、劣後債は、発行体の経営状況等が著しく悪化した場合、基準価額が一般の社債よりも大きく下落する可能性があります。
☒ 為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
☒ 信用リスク	債券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている債券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、債券の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。 なお、ハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。
☒ 流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

● その他の留意点

- クーリングオフ制度(金融商品取引法第 37 条の 6)の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 設定当初に投資した債券の償還金については、原則として信託期間内に償還を迎える債券に再投資をしますが、再投資する債券は設定当初に投資した債券に比べ、利回りが低い可能性があります。

● リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、運用担当部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間 2024 年 9 月 24 日から 2024 年 10 月 17 日まで 継続申込期間 2024 年 10 月 18 日から 2024 年 10 月 31 日まで ※2024 年 11 月 1 日以降のお申込みは受けません。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1 口あたり 1 円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として 6 営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申込不可日	・ ニューヨークの証券取引所の休業日 ・ ニューヨークの銀行の休業日
申込締切時間	原則として午後 3 時まで※(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。) ※2024 年 11 月 5 日以降は、原則として午後 3 時 30 分までとなる予定です。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、および既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	2029 年 11 月 12 日まで(設定日 2024 年 10 月 18 日)
繰上償還	受益権の口数が 10 億口を下回っているとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。

決 算 日	原則、11 月 10 日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2025 年 11 月 10 日です。
収 益 分 配	毎決算時(年 1 回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000 億円
公 告	委託会社のホームページ (https://www.sompo-am.co.jp/) に掲載します。
運 用 報 告 書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	● 課税上は株式投資信託として取扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象となりますが、当ファンドは NISA の対象ではありません。 ● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に 2.2% (税抜2.0%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価	
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率0.957% (税抜0.870%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。		
	委託会社	年率0.445%(税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社	年率0.400%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.025%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	※委託会社の報酬には、運用指図に関する権限を委託したヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、ファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.22%を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・監査費用 ・売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用	

●当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※当ファンドは少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の対象ではありません。
※法人の場合は上記とは異なります。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<委託会社・その他関係法人の概況>

委託会社	信託財産の運用指図等を行います。
	SOMPOアセットマネジメント株式会社
受託会社	信託財産の保管・管理等を行います。
	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付等を行います。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

<ご注意事項>

当資料は、ニュースリリースとしてSOMPOアセットマネジメント株式会社が作成した資料です。したがって、勧誘を目的としたものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。

当資料に記載されている各事項は、作成時点のものであり、予告なしに変更する場合があります。

投資信託は、主として値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元金を割り込むことがあります。また、運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。

投資信託の取得のお申込みにあたっては、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)を予め、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みいただいた上、ご自身でご判断ください。なお、投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。